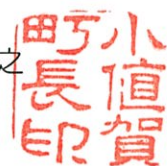


## 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小値賀町財務規則第110条の定めるところにより公告します。

令和2年11月6日

小値賀町長 西村久之



### 1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：小値賀町
- (2) 事業名：令和2年度 感染症患者搬送車購入事業
- (3) 納入場所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1757番地8
- (4) 納入期限：令和3年3月26日（金）までを基本とする。
- (5) 購入物品及び数量：感染症患者搬送車 1台
- (6) 入札の方法

①落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（入札書には、税込み価格を記載すること。）

②入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

### 2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

3. 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

名 称：小値賀町国民健康保険診療所 事務局

住 所：〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 1757 番地 8

電 話：0959-56-4111

F A X：0959-56-4184

E-mail：shinryousyo@town.ojika.lg.jp

4. 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

提出場所：小値賀町国民健康保険診療所

提出期限：令和 2 年 11 月 19 日（木） 17 時 00 分

5. 同等品承認願の提出場所及び提出期限

提出場所：小値賀町国民健康保険診療所

最終提出期限：令和 2 年 11 月 13 日（金） 17 時 00 分

6. 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

提出場所：小値賀町国民健康保険診療所

受領期限：令和 2 年 11 月 25 日（水） 16 時 00 分

提出方法：郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法）により受領期限内必着のこと。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）が予想される場合には、受領期限を延期することがある。

7. 入札書の開札場所及び日時

開札場所：小値賀町役場 2 階 町長室

開札日時：令和 2 年 11 月 25 日（水） 16 時 30 分

なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）が予想される場合には、受領期限を延期することがある。

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合。

## 9. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の行なった入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 10. 落札者の決定方法

- (1) 小値賀町財務規則第 111 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが 2 人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 11. その他

- (1) 請負業者にて、契約書を作成するものとする。
- (2) 詳細は入札説明書及び特記仕様書による。

以上

# 入札説明書

## (1) 入札番号

2 値診第 17 号

## (2) 購入物品名及び数量

感染症患者搬送車 1 台

※規格、納入条件等は別紙特記仕様書のとおり

## (3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」（別紙様式第 1 号）を郵送、FAX 又は持参にて提出すること。

提出場所：小値賀町国民健康保険診療所

提出期限：令和 2 年 11 月 19 日（木） 17 時 00 分

※一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。

## (4) 「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承認願」（別紙様式第 2 号）を郵送又は持参にて提出し、事前に審査を受けること。

提出については、複数回可能とし、受付日翌日より 2 日以内（休日を除く）に、審査結果を総務課より FAX にて回答する。

提出場所：小値賀町総務課

最終提出期限：令和 2 年 11 月 13 日（金） 17 時 00 分

提出方法：メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者職氏名・代表者印を押印のうえカタログ等の仕様を確認できる書類と共に提出すること。（同等品については複数可。但し、納品は一種とすること。）

※「同等品承認願」に添付するカタログ等の資料については、要求を満たす箇所を明確にすること。また、カタログ等に記載のないものについては、メーカーの機能証明書を提出すること。

## (5) 物品等の納入場所及び納入期限

納入場所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 1757 番地 8

小値賀町国民健康保険診療所駐車場

納入期限：令和 3 年 3 月 26 日（金）までを基本とする。

※納品の時期については、町担当者との協議の上決定する。

## (6) 入札書の提出場所、受領期限、提出方法等

提出場所：小値賀町国民健康保険診療所

受領期限：令和 2 年 11 月 25 日（水） 16 時 00 分

提出方法：一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限

内必着のこと。

その他：悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限を延期することがある。

#### (7) 入札書の開札場所、日時等

開札場所：小値賀町役場 2 階 町長室

開札日時：令和 2 年 11 月 25 日（水） 16 時 30 分

その他：悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限を延期することがある。

#### (8) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、任意様式にて下記提出場所へ令和 2 年 11 月 13 日 15 時までにメール又は FAX にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

※回答については、令和 2 年 11 月 19 日（木）15 時までにメール又は FAX により回答する。

提出場所：小値賀町国民健康保険診療所

FAX：0959-56-4184 E-mail：shinryousyo@town.ojika.lg.jp

#### (9) 入札書の記載方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（入札書には、税込み価格を記載すること。）

イ 入札金額は訂正することができない。

ウ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換又は撤回をすることができない。

エ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。

##### 【注意事項】 郵送の場合

- ① 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。
- ② 入札書は必要事項を記載、押印のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、事業名および入札物品名を記載すること。
- ③ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ④ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ⑤ 入札書のあて名は、小値賀町長とすること。
- ⑥ 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名および連絡先（電話番号、FAX 番号）を記載すること。
- ⑦ 積算の内容がわかる内訳明細書を同封すること。

#### (10) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

## イ 契約保証金

(ア) 契約保証金は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ・ 保険会社との間に小値賀町長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入に係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出したとき。

## (11) 入札の無効

次の入札は無効とする。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

キ 小値賀町が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

ケ 入札者が同一事項に対して2以上の入札をしたとき。

コ 入札書に入札金額または入札者名の記名押印がないとき。

サ 入札書の記載事項について、入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## (12) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係の無い職員がくじを引くものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

オ 最低制限価格は、設定しないこととする。

## (13) 落札者決定の通知

落札者決定後、入札者に対して電話又はFAX等をもって入札結果を通知するものとする。

(14) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- ウ その他入札及び契約に関する事項については、小値賀町財務規則の定めるところによる。

(15) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ 一般競争入札参加申請書を提出していること。

仕 様 書  
( 感染症患者搬送車 )

---

令和 2 年度

---

小 値 賀 町



# 感染症患者搬送車購入事業 仕様書

## 総 則

この仕様書は、小値賀町国民健康保険診療所が令和2年度に購入する「感染症患者搬送車」(以下「搬送車」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 搬送車のシャーシは新型車両とし、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準、その他関係法令、通達及び本仕様書に適合し、承認が得られるものであること。
- (2) 車種、艤装及び付属品については、下記によること。

## 記

### 1 物品名及び数量

- (1) 物品名 感染症患者搬送車
- (2) 数 量 1 台

### 2 納入期限、納入場所及び配置場所

- (1) 納入期限 令和3年 3月26日
- (2) 納入場所 小値賀町笛吹郷
- (3) 配置場所 小値賀町国民健康保険診療所

### 3 契 約

- (1) 契約にあたっては本仕様書を了承し、質疑が生じたときは発注者と打ち合わせを行うこと。契約後における一切の質疑は発注者の解釈に従うものとする。
- (2) 本仕様書の内容に関して質疑が生じた場合及び製作の都合上仕様書の内容をやむなく変更しなければならないときは、発注者の承認を得ること。

### 4 車 種

- (1) 車 種 トヨタハイエースバン
- (2) ボディーカラー ホワイト
- (3) シ ャ ー シ 4ドア ハイルーフ・ロングバン
- (4) 駆 動 方 式 FR式
- (5) ステアリング パワーステアリング
- (6) エ ン ジ ン 直列4気筒ガソリンエンジン 2,000cc
- (7) 使 用 燃 料 無鉛レギュラーガソリン
- (8) ミ ッ シ ョ ン 6速AT
- (9) 安 全 装 置 SRSエアバックシステム(運転席・助手席)
- (10) 定 員 7 名
- (11) 空 調 標準エアコン(フロント・リヤ)
- (12) 本仕様書に記載のない事項はメーカー標準仕様とする。

## 5 艀装及び付属品

装備品・付属品は別表1のとおりとする。

## 6 艀装及び文字記入

- (1) 室内後部は床面をロンリウム仕上げで行い、ストレッチャー、横向き跳ね上げ席、前向き跳ね上げ席を取り付けること。
- (2) 車両リア部には、大型リアステップを取り付けること。
- (3) 車両本体に記入する文字等は次のとおりとし、詳細は発注者の指示を受けること。
  - ・車両の後部バックドア右下部に白文字（枠なし）で『小値賀町国民健康保険診療所』と記入すること。
- (4) 前部座席と後部座席間は、感染防止対策を十分に講じること
- (5) その他の艀装については、発注者の指示を受けることとし、装着する部品等は、装着する前にあらかじめ発注者の承認を受けること。

## 7 同等品の選定

同等品の選定も可能とするが以下の項目を全て満たす機種とし、当該機種のカタログ等を添付したうえで、性能が同等であることの説明を行うこと。

1. 日本国内に本社を置くメーカーであること。
2. 修理等の場合に、速やかな対応ができること。
3. 規格、性能及び主な仕様等が上記で指定する車種と同等であること。
4. 上記で指定する装備等と同等の物が備わっていること。

## 8 提出書類

- (1) 受注者は、納車時に次に掲げる書類一式を作成し、各2部提出すること。
  - ①完成図
  - ②車検証の写し
  - ③自動車取扱説明書
  - ④その他発注者が指示するもの

## 9 保証期間等

- (1) 納入検査後1年以内に製作上の不備による故障等または自然破損を生じたときは、無償にて修理又はその他の保証を受注者の責任において行うものとする。

## 10 検査

- (1) 検査は、仕様書・承認図に基づいて行う。
- (2) 完成検査は、発注者の立ち会いのもと行うものとする。

## 11 新規登録の代行事務

- (1) 車両納入時に、佐世保陸運局事務所に新規登録事務の手続きを代行し、検査に合格する

こと。また、その他の申請を代行すること。

## 12 費用負担

(1) 上記記載事項のほか、車体検査、自動車登録申請など、納入までに要する手続きにかかる一切の諸費用は受注者の負担とする。

ただし、自動車賠償責任保険料、自動車重量税、リサイクル料金は発注者の負担とする。

(2) 本仕様書に定めのない事項で、機能上当然必要なものは装備すること。また、納入までにかかる一切の費用は、受注者の負担とし、当初契約金額に含むこととする。

## 別表1

## 装備品及び付属品一覧

## 感染症患者搬送車装備品

No	品名	型式等	数量
1	床工事	ロンリウム仕上げ VA5212	1式
2	ストレッチャー	1A-250 点滴棒付き いうら製	1式
3	横向き跳ね上げ席	2脚シートベルト付き	1式
4	前向き跳ね上げ席	天龍工業製 1脚 シートベルト付き	1個
5	大型リアステップ		1式

## 装備品及び付属品

No	品名	型式・設置個所等	数量
1	自動車用粉末消火器	10型（固定器具含む）	1本
2	サイドバイザー		1式
3	フロアーマット	運転席及び助手席分	1式
4	バックブザー		1式
5	電動ミラー		1式
6	車輪止め	ゴム製	1対
7	プライバシーガラス		1式
8	ミラー型バックモニター		1式
9	標準装備品・付属品	ベースグレードの標準装備品及び付属品とする。	1式

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

小値賀町長 西村久之様

住所:

社名:

代表名:

連絡先:

貴事業主体より公告のあった「令和 2 年度 感染症患者搬送車購入事業」に係る一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申請します。

記

1 入札案件

- (1) 入札番号 2 値診第 17 号  
(2) 事業名 感染症患者搬送車購入事業

2 指名停止の有無

- (1) 本入札案件の入札公告日から本申請書の提出日までの間において、国、地方公共団体、特殊法人等から

指名停止期間中で ある ・ ない (※いずれかを○で囲むこと)

- (2) 指名停止期間中で「ある」場合、その機関名及び期間

・機関名

・期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※指名停止の通知文書の写しを添付すること。

- (3) 本申請書提出後、令和 2 年 11 月 25 日までの間に、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合は、直ちに別添「指名停止に関する報告書」により報告します。

注 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人及び同条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。

(別添)

指名停止に関する報告書

令和 年 月 日

小値賀町長 西村久之様

住所:

社名:

代表名:

連絡先:

当社は、「2 値診第17号 感染症患者搬送車購入事業」の一般競争入札参加申請書提出後、令和2年11月25日までの間に、下記のとおり指名停止を受けましたので報告します。

なお、指名停止の内容は別添のとおりです。

記

指名停止機関名

指名停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

注1 この報告書は、一般競争入札参加申請書提出後に、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、令和2年11月25日までに、小値賀町国民健康保険診療所に提出すること。

注2 指名停止機関（国、地方公共団体、特殊法人等）から通知された指名停止の文書の写しを添付すること。



契約に係る指名停止等に関する申立書

小値賀町長 西村久之 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者

印

当方は、貴殿発注の物品売買契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から物品売買契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

注1) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。ただし、北海道にあたっては国土交通省北海道開発局を含む

注2) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他社が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

注3) なお、当該命令を受けた日から、他社が受けた指名停止の期間を経過した場合は、この限りではない。